

広島県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、世羅町選挙管理委員会から報告があつた。

令和二年十月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

| 指 定 施 設     |                    | 変 更 項 | 変 更 後              |
|-------------|--------------------|-------|--------------------|
| 名 称         | 所 在 地              |       |                    |
| 世羅町甲山自治センター | 世羅郡世羅町西上原 122 番地 1 | 所在地   | 世羅郡世羅町西上原 426 番地 3 |